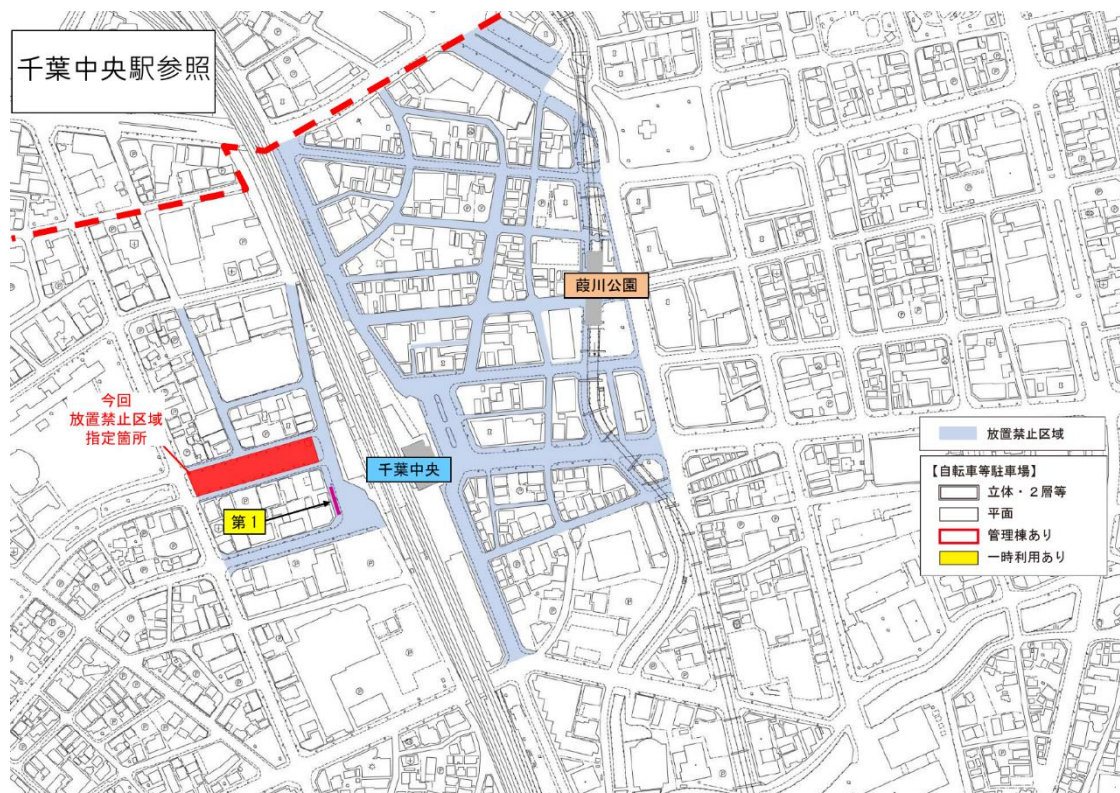


自転車等放置禁止区域（新宿公園内の一部）の 追加指定について

新宿公園内の一部を自転車等の放置を防止し、良好な都市環境を確保するため、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、令和8年10月1日から、この区域を新たに放置禁止区域に追加し、自転車等（自転車、原動機付自転車）の放置禁止区域に指定します。

放置禁止区域に放置された自転車等は、放置時間に関係なく撤去の対象となります。また、放置禁止区域外の公共の場所（千葉市が管理する道路、土地等）においても、放置自転車等は撤去対象になります。

移送・保管した自転車の返還には、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき移送・保管料（自転車:2,000 円、原動機付自転車:3,000 円）を徴収します。自転車等を移送する際、ワイヤーロック等で施錠している自転車等は、ワイヤーロック等を切断して移送します。なお、ワイヤーロック等の補償はいたしません。



（赤色部分：今回追加する放置禁止区域）